

「長野県障がい者プラン 2018」(仮称)(案)に対する委員意見(概要)

1 長野県障がい者プラン 2018 (仮称)(案) たたきだいに対する意見

意見の概要	対応案等
<p>【荒井委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障がい保健福祉圏域の「がい」の字が重複している。(3ページ) ○ 「地域生活支援拠点等の整備」の目標値10以上の「以上」表記は不要ではないか。(28ページ) ○ 「手話の理解度調査」(社会参加の促進)(33ページ)と「発達障がいに対する理解の普及啓発」(多様な障がいに対する支援の充実)(38ページ)の達成目標は、普及啓発の観点から「障がいへの理解と権利擁護の推進」に係る目標とすべきではないか。 ○ 「手話の理解度調査」の目標値を50%以上へ上方修正してはどうか。(33ページ) ○ 「ライフステージに応じた切れ目のないサービス基盤の充実」としている箇所と「基盤の整備」としている箇所があるため、表記を統一すること。(23ページ、39ページ等) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 修正のうえ、パブリックコメントを実施しました。 ○ 圏域を単位としていますが、例えば長野圏域などは範囲も広く、自立支援協議会も複数あり、複数設置も想定されていることから、「以上」と表記しています。 ○ 手話等の情報コミュニケーション支援は、「社会参加の促進」(情報コミュニケーション支援の充実)(71ページから)に位置付けています。 また、「発達障がい者への支援」については、「ライフステージに応じた切れ目のないサービス基盤の充実」(多様な障がいに対する支援)(86ページから)に位置付けており、それぞれの分野に係る目標としています。 御意見のとおり、「障がいへの理解と権利擁護の推進」への位置付けも内容的に妥当ですが、記載元の分野の位置付けで整理させていただきたいと思えます。 ○ 今年度実施した、県政モニター調査において、「手話を見たことがあり、言葉(言語)であることも知っているが、使うことはできない。」と回答した人は8割超でした。 その一方で、あいさつや自分の名前など簡単な手話を使うことができる(6.9%)、手話を使ってコミュニケーションをとることができる(0.5%)でした。(合計7.4%) 当該目標では、手話を知っているだけでなく、実際に使うことができる人の割合を増やしたいと考えております。 施策・事業名について、分かりやすい表記を検討します。 ○ 御指摘のとおり表記を統一します。 23ページの施策体系中「基盤の整備」等を「基盤の充実」へ修正します。

<p>○ 「手話通訳者養成事業」及び「要約筆記者養成事業」の目標は、現状と同数ではなく上方修正すべきではないか。(73 ページ)</p> <p>○ 福祉施設から一般就労への移行「移行率3割以上」の事業所の割合について(100ページ)</p> <p>○ 日中活動系サービスの見込み(活動指標)について平成32年度の増減数が多いのではないか。(103ページ)</p> <p>○ 「手話通訳者養成事業」及び「要約筆記者養成事業」に係る「事業量の見込み」も上方修正すべきではないか。(111 ページ)</p>	<p>○手話通訳士・手話通訳者(登録者数) H25.6(176人) H26.6(180人) H27.6(176人) H28.6(177人) H29.6(167人) 現行プランの基準値 H22 175人 目 標 H29 220人</p> <p>要約筆記者(登録者数) H25.6(168人) H26.6(168人) H27.6(153人) H28.6(148人) H29.6(132人) 現行プランの基準値 H22 174人 目 標 H29 300人</p> <p>上記のとおり、近年登録者数は、横ばいか、減少傾向にあります。 原因としましては、新たな登録者の減少と、登録者数以上に、登録を辞退する方が出ております。 登録者数全体の減少に歯止めをかけるとともに、御意見の趣旨を踏まえまして、現計画の状況等勘案し、手話通訳者180人、要約筆記者170人への上方修正を検討します。</p> <p>○ 本文中の58%の表記は誤りでした。 成果目標は、圏域計画を基本として6割以上を目指したいと考えております。</p> <p>○ 御指摘いただいた箇所については、集計誤りがありましたので、精査のうえ、パブリックコメントを実施しました。(107 ページ)</p> <p>○ 「手話通訳者養成事業」及び「要約筆記者養成事業」の目標と同じく上方修正を検討します。</p>
--	--

【原田委員】

医療型短期入所事業所について

- 以上4つの言葉は同義語と考えてよいか。
「医療型短期入所施設」
「医療型短期入所事業所」
「短期入所事業所（医療型）事業所」
「医療機関でのショートステイ」

「医療機関でのショートステイ」とは、今後、一般病院で、医療保険でショートができるようになるということか。

また、用語については統一した方がよい。

- 各圏域の「活動指標及び基盤整備」には、短期入所（医療型）の利用実績人数と事業所数記載されている。事業者数について、経験的・感覚的に私が把握している実態と異なるように感じる。

34 ページでは、「平成 29 年 12 月 1 日現在で 14 か所」と記載されている。事業者名と、利用者の年齢（小児を対象としているのか）と利用実態（実際に何泊しているのか）を知りたい。

- 「病院・診療所に勤務するリハビリテーション医療従事者の状況」（79 ページ）について、表には「臨床心理士」の数は含まれていない。実態を把握しているのか。

また、臨床心理士は、現在その資格が変遷しつつある最中と聞いており、心理士の果たす役割は大きいと実感している。実態把握と人材育成に努めてほしい。

- 御指摘のとおり、障害者総合支援法に基づく同一のサービスとなります。
表記については「医療型短期入所事業所」へ統一を図ります。

- 19 ページ ④
- 34 ページ 下から 6 行名
- 38 ページ
- 83 ページ

- 現在の医療型短期入所事業所は、別添「医療型短期入所事業所」のとおりです。

小児対応をしていない事業所は 1 か所（三才山病院）となります。

なお、利用者の支給決定は市町村において行っているため、利用者の状況（年齢区分、利用日数等）について県では把握していません。

- 当該状況表は、厚生労働省による全国調査の公表数値です。

現在のところ、臨床心理士の実態は把握していません。

平成 30 年度以降、臨床心理の分野における国家資格として公認心理師が誕生する予定であり、資格試験は国が行います。

受験者数や合格者数も公表されていくものと思われます。

また、厚生労働省から提供される試験に係る情報につきまして、周知を図ってまいります。

2 第2回長野県障がい者施策推進協議会

意見の概要	対応案等
<p>【荒井委員】 「基本的視点」について 「誰もが、地域で安心して暮らせる自立生活への支援」に関連して、総合5か年計画において「自治力を強化」が一番の命題とされているところ。 労働などの関係機関に加えて、その地域の自治組織との連携についても地域での防災対策の観点から必要ではないか。</p>	<p>委員の御意見の趣旨を踏まえ、基本理念(案)を修正しました。(21 ページ)</p>
<p>【伊藤委員】 「権利擁護の(2)の③地域における福祉活動・福祉教育の推進」について</p> <p>教育現場において、障がいの理解というものをいかにして理解を進めていくかというところが一番大きな課題であると考えます。</p> <p>長野県にも何人か県教委の採用で福祉科の教員を採用されているが、足りないのではないのかと感じている。福祉の教育の推進を図る上で、専門の教員を採用について、プランに盛り込むことは可能か。</p>	<p>御指摘の専門性の高い教員の育成の重要性については、教育委員会においても共通の認識を持っております。</p> <p>教育員会とも検討を行いました。現時点において専門性の高い教員の採用についてプランへ記載することは困難ですが、一般の生徒の福祉への理解促進に向けた取組として、次のとおり、「障がいのある人との交流機会の拡大」及び「福祉の職場体験」を記載したいと考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「障がいのある人とない人との交流機会の拡大」(40 ページ) ・「職場体験等」(54 ページ)
<p>【伊藤委員】 「現状・課題」「就労継続支援B型事業所でも工賃が平均1万5000円余であり、障害年金とあわせても不足する」との表記について</p> <p>福祉サービスを受けるためには利用料を払わないといけない。収入として15,000円が上乗せされるわけではなくて、利用料を払ってしまうと赤字になるため、利用料という問題・課題もここに掲載しておく必要があるのではないか。</p>	<p>当該記載は、就労支援B型事業所で就労している、一人暮らしの障がい者の現状を記載しております。</p> <p>御指摘のとおり、利用料が発生する障がい者(配偶者が、一定以上の収入がある場合等)の方もおられますが、プランでは典型的なケースを記載したいと考えております。</p> <p>(66 ページ)</p>

3 第1回長野県障がい者施策推進協議会

意見の概要	対応案等
<p>【伊藤委員】</p> <p>○ 「基本理念」について 障害の有無にかかわらず誰もが個性を尊重等と記載があるが、具体的な相互理解への道筋については表現されていないように思う。 (全体的な印象として)</p>	<p>○ 本計画では、基本理念とともに、施策の柱となる3つの基本的視点を定めて取組を推進して参ります。(22 ページ)</p>
<p>【綿貫委員】</p> <p>○ 基本理念について 「支え合いながら」を「支え合い活かし合いながら」としてはどうか。 それぞれの持てる能力を活かし合うことで誰もが人の役に立つ喜び、生き甲斐を持って生活することが望ましい。 「多様な主体が共に生きる」の表記が解りづらい。</p>	<p>○ 御意見の趣旨も含めて、基本的理念(案)にしたいと考えております。 なお、「多様な主体」については、基本理念(案)から表記を削除しました。 (22 ページ)</p>
<p>【田辺委員】(プラン全体に対して)</p> <p>○ 障がい者である私達。やっってもらいではなく、一緒に共に社会に参加できる、地域でわかりあえること。 障がいを持ち、高齢になり、どうしても地域では高齢者として片寄っており、そこに障がいを持っていることがなかなか分かってもらえない。 高齢障がい者の持っているつらさ、さびしさなどが分かってもらえないと聞く。 県でも高齢者に耳を傾けていただく様に、取り入れてほしい。</p>	<p>○ 御意見の趣旨は、次の項目に整理して記載したいと考えております。 「分野別施策の方向」 2 地域生活の支援 (1) 地域生活移行の支援 ① 居宅サービスの充実 高齢の障がいのある人のための支援の充実(47 ページ) (5) 地域生活支援拠点等の整備・充実 障がいのある人の重度化や高齢化などに備えた「地域生活支援拠点等の整備・充実」(55 ページ、56 ページ)</p>
<p>【綿貫委員】</p> <p>○ 加害者にも被害者にもなりやすい社会的課題を抱えやすい障がい者への支援が必要。</p> <p>○ 地域における福祉活動の推進 地域共生社会を目指して、福祉活動を行う上で様々な場においての共に学び合い育ち合うことが大切。</p>	<p>○ 御意見につきましては、「福祉的支援等を必要とし、かつ帰住予定地が確保できない刑務所等矯正施設所予定者の社会復帰の支援等の体制づくり」を記載しました。 「分野別施策の方向」 1 権利擁護の推進 (2) 権利擁護、虐待防止の推進 ①障がい者差別の解消、権利擁護の推進 権利擁護のための相談・支援体制の充実(43 ページ)</p> <p>○ 御意見につきましては、次の項目において新たに記載しました。 「分野別施策の方向」 1 権利擁護の推進 ③ 地域における福祉活動・福祉教育の推進(45 ページ)</p>

<p>○ 災害時支援の構築 安全な暮らしの確保の中に入るのかと思いますが、この頃の自然災害の多い環境において、抜き出した方がよいのではないかと。</p>	<p>○ 防災対策等については、次の項目において整理しました。 「分野別施策の方向」 3 安全で暮らしやすい地域づくり (1) 安全な暮らしの確保 ① 防犯・交通安全対策の推進 ② 防災対策・災害発生時支援の推進 (57、58 ページ)</p>
<p>【伊藤委員】</p> <p>○ 手話言語条例が制定されたが、聴覚障害者にも「手話」以外の手段を利用されている方もおられる。また構音障害や失語症等、コミュニケーション障害のある方々への具体的な対応が不足していると感じている。手話言語条例を実効あるものとするための方策も必要。</p> <p>○ 同様に、視覚障害者でも「点字」を常時利用されている方は少なく、視覚情報を活用されているロービジョンの方もおられる。マークや標識等のわかりやすさ、見易さなどは障害者にとどまらず、海外からの旅行者等にも配慮したものになる。都市計画への展開も必要。</p> <p>○ 「相互理解」のためのコミュニケーションが必要であり、そのためにはなんらかの手段（人、あるいは用具）を利用した取り組みの推進が必要。</p> <p>○ 長野県の多くは中山間地域であり、また公共交通機関が十分とは言えない地域が多くある。それら移動支援への対応も不可欠と思われる。障害者が利用することの多い「福祉有償運送」の運転手も高齢化している。一方では高齢者への免許自主返納等も進んでおり、どのように足の確保を進めるのかが「安全で暮らしやすい地域づくり」に直結すると考える。</p> <p>※すべてにに関連するが、障がい者と健常者、あるいは異なる障害種別間におけるコミュニケーションを増したり、広域に点在している障害者への支援のためにも、情報通信システムを利活用する方策が必要かと思う。そのためにも長野県のホームページをさらにアクセシブルな環境に改善する等が必要。</p>	<p>○ 御意見につきましては、次の項目において整理しました。 「分野別施策の報告」 4 社会参加の促進 (2) 「移動・情報コミュニケーション支援の充実」(69 ページから 73 ページ)</p> <p>具体的な記載箇所（主なもの）は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉有償運送の推進 (70 ページ) ・障がい特性に応じた情報の提供 ・失語症者への支援 (72 ページ) ・県ホームページにおけるアクセシビリティの向上 (72 ページ) ・ヘルプマークなど、障がいや障がいのある人への配慮を促す各種マークの普及啓発 (41 ページ)